

（尾灯）

第292条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第66条の9第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。なお、協定規則第148号の規則4.（4.7.1.、4.7.2.1.及び4.7.2.2.(b)を除く。）及び5.2.（種別R1、R2及びMRに係るものに限る。）に定める基準に適合するものにあつては、次の各号の基準に適合するものとする。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第148号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第148号の規則6.に定める基準に適合すればよいものとする。

- 一 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。
 - 二 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
 - 三 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直行する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向20°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。ただし、特定小型原動機付自転車の後面の中心に備えるものにあつては、尾灯の中心を通り特定小型原動機付自転車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、特定小型原動機付自転車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものとする。
 - 四 尾灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第66条の9第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」に定める基準を準用するものとする。
- 一 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯が点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。
 - 二 尾灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500mm未満の特定小型原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1m以上、

2m以下となるように取り付けられていること。この場合において、規定する範囲に構造部がない場合は、可能な限り上部に取り付けること。

イ またがり式の座席を有する特定小型原動機付自転車

ロ 二輪の特定小型原動機付自転車

三 後面の両側に備えられる尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、特定小型原動機付自転車の最外側から300mm以内となるように取り付けられていること。

四 後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない特定小型原動機付自転車の尾灯を除く。）。

五 尾灯は、前項に掲げた性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあつては、同項に掲げた性能のうち同項第3号の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。）を損なわないように取り付けられなければならない。この場合において、尾灯の灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がた等があるものは、この基準に適合しないものとする。ただし、特定小型原動機付自転車の構造上、同項第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。